

○溝口課長補佐 それでは、定刻より少し早いですが委員の皆様はお揃いですので、ただ今から第37回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議は公開ですが、撮影は議事に入るまでとさせていただきます。

また、傍聴される方につきましては、留意事項の遵守をお願いいたします。

また、本日の会場は前回同様、新型コロナウイルス対策として広めの配置であること、また、換気のため窓の一部を開放させていただいております。窓際の先生は少し寒いかもしれませんが御容赦ください。

会場内はWi-Fiが使えます。設定方法は壁際にご覧いただけますので、順次御活用いただければと思います。

本日の分科会ですが、市川委員、大出委員、西尾委員、松島委員、藤田委員、八ッ橋委員から、欠席の旨連絡をいただいております。

委員総数24名のうち18名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議が成立したことを報告いたします。

また、全国食肉衛生同業組合連合会の河野仁美事務局長、全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会の中馬充男事務局長、全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会の折橋宏事務局長より、それぞれ意見聴取人として参画いただいております。

撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほどお願い申し上げます。

この後の進行は、武井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○武井分科会長 皆様方、お忙しい中、本当にありがとうございます。また、お役所の皆様も大変お忙しい中、いろいろ大変だと思っております。今日は皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

お手元にご覧資料について、確認させていただきます。

まず、分科会の議事次第、委員名簿、座席表。

あとは、資料1は、生活衛生関係営業者の指針に関する概要。

資料2は、食肉販売業の指針改正案、新旧対照表にしたもの。

資料3は、食鳥肉販売業の指針改正案。

資料4は、氷雪販売業の指針改正案でございます。

その他、資料5から資料13につきましては、前回御議論いただきましたコロナに関する

内容を追記したものでございまして、資料5が理容業の振興指針改正案の追加案。

資料6が、美容業。

資料7が、クリーニング業。

資料8が、飲食店営業のうち、すし店の改正案。

資料9が、飲食店営業のうち、麺の振興指針改正案。

資料10が、旅館業の改正案。

資料11が、浴場業の改正案。

資料12が、興行場営業の改正案。

資料13が、飲食業関係及び喫茶の改正案でございます。

その他参考資料として、関係法令と振興指針に関する諮問を付けております。

後は、後ほど説明の中で簡単にお話しさせていただきたいと思いますが、本日追加で、このカラフルなものでSDGsに関する内容の資料を差込みの形で机上配付させていただいております。過不足等ございましたらお申し付け下さい。事務局からは以上です。

○武井分科会長 ありがとうございます。

本日の進め方ですが、議題（1）の「食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業の振興指針改正について」、修正箇所を中心に資料1から資料4までの説明、審議を行う。

それから、2番目が議題（2）についてですが、これは「新型コロナウイルス感染症に関する記述のその他振興指針への追加について」ということで、資料5から資料13ですが、説明、審議で進めていくというような予定で考えております。

それでは、資料1から資料4まで事務局より説明をお願い申し上げます。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

それでは、資料1から資料4まで事務局から説明させていただきます。

まず、資料1の1枚目、緑の概要でございます。基本的には前回お諮りした内容と大きくは変わっておりませんが、主な変更点としまして、今回新たに新型コロナに関する記述を追加というところで、主な改正項目は1ページ目の食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業の項目、おめくりいただき2枚目、【新型コロナウイルス感染症に関する記述】としてこれを新たに追記し、議題（2）としてお諮りさせていただく内容です。

まず対象として、今回改正対象の食肉、食鳥、氷雪以外の振興指針の全て、理容、美容、クリーニング、飲食のうち、すし、めん、旅館、浴場、興行場、飲食店営業及び喫茶店営業です。

中身は、第1「〇〇業を取り巻く環境」としまして、新型コロナウイルスが大きな影響を与えたことや、データの紹介。

第3の項目で、新型コロナウイルスに関する売上減少に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成金の積極的な活用。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、3つの「密」の回避、消毒や換気の徹底、業種別ガイドラインの遵守など、「新しい生活様式」に向けた衛生対策の徹底などを書いて

ございます。

第4の項目も、第3の2段落目の矢印のところと同じ内容を書いております。また、今回の新型コロナウイルス感染症に関する記載の追記に当たり、年度末であること等も踏まえ、関係機関において相応の調整期間を要する見込みも想定されますので、現行の振興指針に適合する旨の認定を受けている振興計画が振興指針の改正後も有効なものとして捉えられるよう、3つの振興計画を除き新型コロナの記述だけを追加予定の振興指針については、必要な経過措置を設ける予定としております。

その他、3ページ目から6ページ目までは前回と同じ内容でございます。

3ページ目が、「振興指針の見直し方針」の概要。

4ページ目が、「食肉販売業」の改正内容の案。

5ページ目が、「食鳥肉販売業」の改正内容の案。

6ページ目が、「氷雪販売業」の改正内容の案でございます。

7ページ目が、先ほど2ページ目で御説明しました内容です。重複するところもございますが、お話しさせていただきますと、まずこれを今回追加として入れることについて、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行となっており未だに勢いが大きいこと、また、国内外に未曾有の経済的社会的影響を与えていること、生活衛生業の全業種でこの衛生対策の遵守・徹底を図る必要がある取組みであるということなどから、全振興指針に追加の形で調整させていただければと思います。

以下、振興指針に追加する内容は、先ほどお話しした内容と同様です。

次に、8ページ目のスケジュールですが、前回と同じでして、前回に比べて本日「新型コロナウイルス感染症に関するその他振興指針への追加記述を調査審議」を加えたところと、後は今日取りまとめたいただいた前提ですが、分科会で了承いただいた後にこの2つの議題1、議題2の振興指針について、1月中旬をめどに告示発出と考えてございます。

また、下段、「今後の改正スケジュール」につきましては、振興指針の業種ごとに改正を行っていくこの構図自体は堅持をする一方、今年度については例外的に追加する、という考えてございます。

9ページ目は、「関係法令」になりますので省略させていただきます。

資料1につきましては、以上でございます。

続きまして資料2ですが、前回分科会で委員からいろいろなご意見をいただき、その意見を中心に調整させていただいた内容です。

資料の見方ですが、下線部黒い箇所は、前回の分科会でお諮りをさせていただいた内容になります。

また、下線部の赤い箇所が今回新たに平仄を直ささせていただいたり、あるいは各委員の御意見を踏まえて事務局で調整させていただいた内容です。

まず、資料2の2ページ目のところ、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」と書いておりますが、何度も出てきてくどくどしいことや、正式には「新型コロナウイルス感

染症」が正しい表現でしたので訂正しております。

後は、下線部「営業場で、売上が減少したと回答した方が75.6%」という箇所を微修正させていただいております。

3ページ目です。これは、先ほどお話ししましたとおり「新型コロナウイルス感染症」に修正させていただいております。

3ページ目から5ページ目につきましては、それぞれ都道府県からデータをいただき、「振興計画の実施状況についての各組合による自己評価」という形で整理したものが完成したため、追加しております。

続きまして6ページ目です。こちらの「第三 食肉販売業の振興の目標に関する事項」は、他の業種と同じ平仄で合わせさせていただき、「高齢者や障害者、妊産婦」という表現で統一的に加えております。

その他、7ページ目ですが、ここは先ほどお話ししました新型コロナに関する内容で、「新型コロナウイルス感染症」で統一させていただいております。

9ページ目の「(2) 高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮」で、同じく「妊産婦」という表現を並びで加えさせていただいております。

飛びまして、14ページ目。これも同じく「新型コロナウイルス感染症」という形で平仄を合わせております。

あとは、16ページも同じく「見出し」や「選択的に取り組むことが期待される。」なども、他の振興指針と平仄を合わせてございます。

18ページです。前回、山本先生から御指摘をいただきました重複箇所について整理をさせていただき、「⑧お得感を訴求した商品の開発及び提供」のところを削除し詰めさせていただいております。

後は、19ページの表示の適正化に関する内容についても、「食の安全への関心及び健康志向の高まり」という形で平仄を合わせております。

21ページです。同じく「店舗及び設備の改善」という形で、これも見やすい形で整理させていただきました。

続きまして、26ページです。第5の「営業の振興に際し配慮すべき事項」で、ここは前回先生方より意見を複数いただいたところです。

一番大きな所としまして、今日は欠席ですが、前回、西尾先生から、SDGsに関する取組みについて何かこの振興指針の中に表記してはいかがか、というお話がございました。

お話の前に、簡単にSDGsについて説明させていただきます。

今日は、外務省の資料をお借りしたのですが、SDGsとは国連の2015年の9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標の略称で、これを2016年から2030年までの国際目標として、全部で17つの項目について、国だけではなくて、例えば企業とか、NGOとか、後は各国政府の共通の取組みを目標としているところです。

最近、テレビやカラフルなリングのようなものをお見かけする方もいるかと思いますが、

これはSDGsを進めています、賛同していますよ、ということを表しているものです。

この中で、例えば貧困をなくすとか飢饉をゼロにする、あるいはエネルギーをクリーンにする、経済成長の話やまちづくり、気候変動など、様々な取組みについて紹介されていますが、この中で特に12番に「つくる責任 つかう責任」というものがございます。

ここに環境に関する内容、例えば廃棄物を適正に処理するとか、食品ロスを防ぎましょうとか、ごみを削減しましょうというようなものが詳細に書かれています。そのコーナーのところの「環境保全」として使わせていただいております。詳細については後ほどお話をさせていただきます。

裏面にいきます。裏面については、この17の目標についてどのようなものを目指しているか詳細が書かれていますので、御参考下さい。

それでは、振興指針に戻らせていただきます。

以上のようなSDGsの概要や考え方に沿って、今回第5の項目で赤く記されているところになります。26ページですが、「現在、国連の国際目標であり、我が国の政府や多数の企業・地方自治体・関係団体でも取り組まれているSDGs（持続可能な開発目標）に貢献し、地域社会に確固たる位置付けを確保することが期待される」という記述で調整させていただきました。

また、少し飛びますが、SDGs関連ですと29ページの「環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用等の推進」というところになり、ここの箇所のフレーズについてもSDGsの表現を参考に全般的に記述させていただいております。

「営業者は、将来に向けた持続可能な消費と生産のパターンを確保する社会的役割・責任が求められており、限りある資源エネルギーや環境保全、食品・資源循環型社会を実現するため、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことが期待される。」と記しております。

少し戻る形で恐縮ですが、第5項の27ページ目。このうち「一食育、食の安全への関心の高まり」云々というところで、前回山本先生から食肉、食鳥肉に関しては提供される商品によっては食物アレルギーや総カロリーみたいな表示も要るのではないかと、との御指摘うな表示が必要となる場合もありますので、「提供商品に応じた食物アレルギー物質の有無の表示及び総カロリー表示」という形で修正させていただいております。

その他、2番目、27ページの2ですが、これは先ほどお話の「妊産婦」を入れさせていただきます。

飛びまして、30ページです。前回松野先生から自然冷媒へのアクセスとか、ただ単に省エネや廃棄みたいなものではなく、そういう内容も入れた方がいいのではないかとということも御提案をいただきまして、ここに「省エネルギーや自然冷媒へのアクセス等、環境保護にも対応した」という形で入れさせていただきます。

下段は内容的に少し被るところがありまして、(4)の「食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量」は(4)(5)(6)のところカバーできてい

るかなというところで、で整理させていただきました。

あとは、7番目のフロン排出抑制関係の遵守についてですが、既に規制の法律もできていて、実際に製品としてもほぼ出ていないと聞いておりますので、ここは「温室効果ガス排出の抑制」のままでよいのではないかとということで、今回削除した形でお諮りさせていただきます。

31ページです。ここは項目合わせの形で並びを取らせていただき、望まない受動喫煙の防止を冒頭の説明に組み入れる形で整理させていただいております。「営業者は、望まない受動喫煙防止のため、顧客層、経営方針、店舗の規模等を考慮した上で、以下に掲げる事項を中心に必要な対応を図ることが求められる。」ということで、意味自体は変わっておりません。

その他、31ページ目から32ページ目ですが、これも「営業者に期待される役割」の括弧について、文章化する形で整理させていただきました。内容自体は変わっておらず、「災害時は営業者自身の安全を確保した上で、以下に掲げる事項を中心に必要な対応を図ることが求められる。」という吹き出しとさせていただいております。

あとは32ページ目、前回、松島先生から、この表現についてちょっと分かりにくいという御意見がございました。そこで、まず先に(4)ですが、主語、述語というか、少しそういう形で整理させていただき、「被災した地域住民を支援するボランティアへの組合員の参加の呼びかけ」と修正させていただいたのと、併せて(3)のところ、ここは「帰宅困難者と防止」と書いてありますが、防止までは難しいだろうということで、「帰宅困難者の抑制や帰宅支援等の取組み」の形で修正をさせていただいたところです。

早口で大変恐縮でしたが、資料2の食肉の指針改正については以上でございます。

続きまして、資料3の食鳥肉の関係ですが、基本的にはいただいた御指摘はほとんど共通する内容です。細かな話は食肉の箇所の説明させていただいたので割愛させていただきますが、平仄というところを変えたところは、資料3の17ページです。ここは「必要である。」と括られていたのですが、「以下の事項に選択的に取り組むことが期待される。」という形で、平仄合わせの修正になります。

その他、先ほどお話をさせていただいた27ページのところ、SDGsに関する内容については先ほど説明したものと合わせております。

その他、食物アレルギー物質の話や、31ページの環境保全に関する内容や、食品循環の関係のお話、あとは32ページから33ページの受動喫煙防止のところや災害時の役割というところ、先ほど資料2で御説明した内容と同じでございます。

続きまして資料4ですが、これも資料2、資料3と共通するところはほとんど同じでございます。

ただ、並び合わせる形で新たに付け加えた箇所としては、6ページ目でございます。

第3の「冰雪販売業の振興の目標に関する事項」として、以下に記載してあるものは内容的に少し多いイメージですが、これも他の振興指針にも記載されている内容でして、「高

騰するエネルギー価格の問題に的確に対応するため、省エネルギー関係設備の導入等についても推進する必要がある。」そして、受動喫煙防止のお話。

あとは、「営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、氷雪販売業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目的とすべきである。」と他の振興指針と同じく追記させていただいております。

7ページ目も同じく下段のところですが、「可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組みが必要である。」を追記させていただいております。

その他は、今お話ししたSDGsのところや災害のところなどは、先ほどの食肉、食鳥肉と同じ形で整理させていただいております。

事務局から最後の説明ですが、前回、若月委員から食肉販売業組合と食鳥肉販売業組合の違いについて質問いただき、その場でお答えできず調べさせていただいた結果、全国食肉販売業衛生組合は昭和29年に京都市でできた協同組合の働きかけで6大都市、東京や横浜とか、そういう大都市でできました。

それを母体として環境衛生法の成立に合わせる形で昭和32年に今の生活衛生法の前身である環境衛生法ができて、その直後の昭和34年に全国組織として食肉販売業衛生組合が発足したと伺いました。

また、全国食鳥肉販売組合の方ですが、これは昭和32年の環境衛生法施行後の35年に都道府県の10組合を母体として全国食鳥肉販売業組合が設立されたということで、環境衛生法に合わせる形でいろいろな業種の組合が設立された歴史がございます。

この先はなかなか文献もなく、なぜ食肉販売業と食鳥肉販売業が違う組織なのだろうというところが、この先は憶測になってしまい恐縮ですが、今でこそ冷凍技術や流通加工などが発達して、例えばお肉屋さんでも鳥、豚肉みたいに並んで販売するような形態が多くなっておりませんが、元来、精肉の方法とか、鳥に関しては傷みが早いものであるとか、あるいは供給先、加工、調理の方法などがそれぞれ調理加工の段階からかなり違うものだそうでした、肉を捌く技術や保存、供給の方法も当時は全く異なっていて、専門性も異なっていたというところで、それぞれ業態ができ今もあるのではないかと、というふうに伺っております。

長くなりましたが、事務局のほうからは以上でございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

資料1から資料4まで、溝口課長補佐から御説明いただきました。

それでは、御意見や御質問をお願いしたいと思いますが、前回同様、発言時は手を挙げていただいて、指名をされてから発言をしていただくということで、御協力のほどお願い申し上げます。

では、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

○若月委員 主婦連合会の若月です。先ほどは、御説明ありがとうございました。少し分かったような気がいたします。

資料2で、細かいところなのですけれども、14ページの例の新型コロナに関する記載のところで3密のことが書いてありますが、「密集・密室・密接」と、どの資料にもそのように書かれています。

今は3密は当然のようになってあまり言われなくなったので、あらためて厚生労働省のページも確認しましたが、密集・密閉・密接となっていました。密室は誤りではないかと思えます。それとも何か考えがあってここはわざわざ密室になっているのかなとも思いますが、いかがでしょうか。

○溝口課長補佐 御指摘をいただき、ありがとうございます。確認して正しい表現にしたいと思えます。恐らく密閉かと思えますけれども、一番肝のところですので、正確な表現に修正させていただきたいと思えます。

○武井分科会長 お願いいたします。

他にいかがでしょうか。

お願いいたします。

○櫻田委員 サービス連合の櫻田でございます。修正をいただきました箇所について、ご説明ありがとうございます。

資料2について申し上げたいと思えます。それぞれの改正案に記載がされていますけれども、資料2の32ページ、2の(4)の「被災した地域住民を支援するボランティアへの組合員への参加の呼びかけ」です。ここは、分かりやすいように修文していただいたご説明だったと思えますが、まだ分かりにくいと正直感じました。「被災した地域住民を支援するボランティアへの参加について、組合員に呼びかける」との趣旨でよいと思うので、もう少し整理をしていただきたいと思います。以上でございます。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

ありがとうございます。もう少しこなれた表現になるよう整理させていただきたいと思えます。

○武井分科会長 お願いいたします。

他にいかがでしょうか。

お願いします。

○後藤委員 早稲田大学の後藤です。

修正というよりはむしろ御質問なんですけれども、文の結びのところで、要請される、求められる、期待されるというような表現が随所に出ています。これは、今回修正していただいたところに限らないのですけれども、読んでいてそれぞれ強さとかが違うのかなと思いましたので、どんな使い分けをされているのかということをお教えいただきたいと思います。

○武井分科会長 お願いします。

○溝口課長補佐 表現のニュアンスとして、今までの振興指針の内容を踏襲する形でして、法律事項で求められるものであれば少し強めの表現、自助努力のような形であれば「求め

られる」という形で緩急をつけて使い分ける形で引き継がれてきたのではないかと思います。

○後藤委員 今おっしゃったようなことを意識して、読む側も読んでもらいたいという趣旨でしょうか。

○溝口課長補佐 そうですね。振興指針は法律ですので、この後振興計画を作ったり、認定業務のところがございます、やらなければならないのか、あるいは努力義務なのというところは、作る側にとってはかなりシビアなところになりますので、「求められる」とか「努めるようにする」とか、そのような表現については結構気にされる場所ですので、使い分けさせていただきます。

○後藤委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 他にどうぞ、いかがでしょうか。

それでは、続きまして議事次第の2に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○武井分科会長 これにつきましては、資料5から資料13についてということになります。資料5から13について、事務局より御説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き、事務局より説明させていただきます。

今回、新たにお諮りさせていただく新型コロナに関する記述に関する内容ですが、まず考えとしまして、今回の食肉、食鳥肉、氷雪の3つの表現について、場所と表現についてそれぞれの業種で同じ取り組みをお願いしたいというところで、統一的な内容の形で入れさせていただきます。

細かなところでは、それぞれの業種で事業の影響が異なるのでその記述、それ以外のところは同じ平仄で書いてございます。後は、各業種の振興指針について、それぞれ作られた年度で文章や追記する項目が微妙に違うところがございます、そこら辺の塩梅については全体を眺めさせていただき、追記する場所を事務局で調整させていただきました。

以上の方向性に基づき、資料5の理容業に関する振興指針の改正につきましては、第1の「理容業を取り巻く状況」というところに新型コロナに関する記述を記しております。

おめくりいただきまして、3の「営業者の考える今後の経営方針」というところで、これは同じく日本公庫の景気動向調査をお借りして記述しております。

あとは、第3の「理容業の振興の目的に関する事項」のところで、これは先ほどお話しした売上減少に伴う内容、その影響について公庫の融資、国や自治体の補助金の積極的な活用を書かせていただいたところです。

あとは、3-1の「衛生問題への対応」というところで、後ほど整理させていただきますが、3つの「密」の話や人と人との距離を空けるソーシャルディスタンスの話、後は消毒や換気の徹底や業種別感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、「新しい生活様式」に向けた衛生対策の徹底について書いております。

第4の「理容業の振興の目標を達成するために必要な事項」、最後の4ページ目ですが、ここは第3の1の「衛生問題への対応」と同じ表現を書いております。

基本的に新型コロナに関しては、今まで衛生関係については食品の衛生を中心に従業員がいかに関心について意識してお客様を守るかという取組みを中心に書かれておりましたが、今回の新型コロナについては従事者やお店の遵守だけではなかなか難しい取組みであるということ、お客様あるいは社会全体で感染症対策の新たな考え方に基づく取組みを定着していただきたい、新型コロナについてみんなで克服していくことが必要である、ということで全業種に書かせていただくことで説明させていただいてきたところです。

その他、資料6から資料13につきましては、それぞれの業種は食品関係であったり、販売業であったり、理容美容業のような衛生系を中心としたサービスの提供などいろいろありますが、新型コロナに関する内容に関しては全業種共通である、ということで同じ書きぶりで振興指針改正の調整をさせていただければと思います。

事務局からは、以上です。

○武井分科会長 資料の5から13までということで基本的に説明をしていただいたわけですが、何か本件について御意見、それから御質問がありましたらお願いを申し上げます。

どうぞ、お願いいたします。

○三村委員 御説明ありがとうございます。あくまでも参考までにお伺いしたいのですが、今回のコロナの感染症は、この業界いずれも大変大きな影響を受けたんじゃないかというふうに感じております。

そういう意味で、コロナ感染症対策に振興指針が入ったというのはとてもいいことだと思うのですが、その後の対策の中で広報活動の強化というのが入ってきています。広報活動の強化というのは業界によっても違うかもしれないのですが、例えばどのような形のものか少し想定されるのかなということがありましたので、もちろんそれは各組合で工夫されると思うんですけども、厚生労働省側として何かそういうことについてのお考えとかはおありになるのでしょうか。それだけお伺いいたします。

○武井分科会長 どうぞ。

○溝口課長補佐 ここに記されているのは、生活衛生業の振興指針の改正ですが、厚生労働省の取組みとしましては、ホームページを使ったり、後はコマーシャルを使ったり、ある種の社会啓蒙運動の形で、特に今回の新型コロナ感染症は長い取組みになっているのと、新しい行動変容を促すという今までにない取組みをお願いしているところですので、当然、厚生労働省だけでなく、いろいろな関係省庁でも幅広い取組みや広報活動も行っているところですのでございます。

○武井分科会長 三村先生、よろしゅうございますか。

○三村委員 ぜひ続けていただきたいと思っております。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○小池委員 クリーニングの小池でございます。

資料1の2ページの一番下のところに「必要な経過措置を設ける予定」と書かれているんですけども、具体的にはどういうことなのか、教えていただければと思います。

○溝口課長補佐 今回これを書くに当たって、それぞれの連合会にも事前に御説明させていただきました。まだ具体的にどのような形でするかまでは、今、法令と調整をしているところですが、少なくとも現場の混乱や負担が増えるような事態が起こらないように、振興計画改正後すぐに実施してくださいという形にならないように、経過措置を今、調整しているところです。

○武井分科会長 どうぞ。

○小池委員 通常、改正であれば計画書なりを作る、または総会を開いてその承認をいただくというような処理が必要ですが、その辺は多分、し難い状態である。人も集まるのは大変でございますし、総会を開くという形もできませんでしょうし、その辺も踏まえた経過措置というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○成松課長 生活衛生課長でございます。御質問の関係で、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症がこれだけ大きな社会的影響がある中で、各都道府県の各業種別の組合さんの活動もそれを踏まえた活動にさせていただきたい。できるだけそういったことを早くお取り組みいただきたいということで、そういう計画にも盛り込んでいただきたいという考え方は前回この分科会でも出ておりました。

ただ、一方で、先ほど小池委員がおっしゃっていただいたように、自治体も今は大変な状況ですし、あるいはこの計画を変えるときに少しいろいろな手続とかも必要だということでございますので、今回の告示につきましては基本的には来年4月1日を施行日とさせていただくことになると思いますけれども、ただ、4月1日にそういった様々な手続が間に合わないところが仮に生じたとしても、そこはできるだけ早く変えていただきたいというのはそのとおりののですが、振興計画自体が無効になったり、そういうことがないような経過措置を置きたいということですので、そういった中でお手間をおかけしますが、できるだけ早く、一方で混乱のないように我々としても経過措置を置き、かつ自治体のほうにもそのようにしっかり伝えたいと思ってございます。以上でございます。

○武井分科会長 成松課長から補足的にいろいろ説明していただきましたが、小池委員、よろしゅうございますか。

○小池委員 はい。

○武井分科会長 それでは、他にいかがでしょうか。

お願いします。

○片岡委員 日本政策金融公庫の片岡でございます。

今回の修正自体には、特に意見はございません。この中にも記載がありますように、今

回、未曾有の大変厳しい状況に各業界の方は置かれております。

日本公庫としては、資金繰り支援をこれまで事業者の皆さんに寄り添った形で対応させていただいているところですが、これからもそのようなことを当然行ってまいります。

また、コロナ禍でいろいろな工夫をされている事業者さんというのも幾つか見受けられます。これまでの融資の御相談などを通じて、いろいろな工夫事例を把握しておりますので、そういったものを皆様方の事業を継続するためのアイデアとして参考にさせていただけるのかなと思います、そのようないい取組事例、頑張っている取組事例の還元など、情報提供にもこれから努めていきたいと思っております。

いずれにしても、大変厳しい状況ですので、できる限りのことはこれからもしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

関連で、何か御意見等おありになればよろしく申し上げます。

○大森委員 感染防止と経済回復という2つの柱を持ってこれから臨まなければいけない。

その中で、それぞれの業種が取組内容について記者発表をやってみようということを取り上げたことがあります。感染防止については3密からの始まりですけれども、経済回復は、例えば食べ物であればデリバリーとか、テイクアウトとか。

また理美容に関してはソーシャルディスタンスですね。これからはやはり空間の生かし方とか、日本独特のゆとり的なものを考えてみようということ、いろいろな形を打ち出しております。

しかし、やはり現場の声が一番大事だろうと思っております。今、全国で知恵と工夫を募集して現場の声を生かそうと思うんです。とりあえずこれから来年の4月の施行日に向けてそれぞれの振興計画の変更に伴うところの内容の例をある程度記載してあげたほうが、よいだろうと思っております。

情報提供もしながら、生活様式が変わるように我々の営業様式を変えていかなければいけないということでこれからプランを立てようと思っておりますが、そういうものの情報集めをして、そして来年の4月に向けて全体がそろってできるように、内容をまとめられればと思います。

私も協力しますから、ぜひ厚生労働省のほうでもそういう案をまとめてもらえたらありがたいと思っております。以上です。

○武井分科会長 ありがとうございます。

何か関連して御意見等はございますでしょうか。

申し上げます。

○春田委員 今の意見にも関連することですが、今回の振興指針の改正はコロナ禍における対応を含め、感染防止と経済回復の両立、これが非常に重要と思っております。

その上で、振興指針の改正案を取りまとめるだけでなく、指針の改正後、PDCAを含めて回していく、実効性を担保していくことが、非常に重要になってくると思います。先ほ

どの事例の話、情報収集の話もそうです。そういった意味で、改正振興指針の実効性を担保するための取組みを進めていただきたいと思います。以上でございます。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。いろいろと適切な御意見を御提示いただいております。資料5から13を今、後半で取り上げましたが、全体を含めまして何かここで皆様方にお話をしてという御意見もおありになるかもしれません。どうぞ、全体を見ていただいて何か御意見がありましたら、ぜひこの機会にお願いをいたします。いかがでしょうか。

それでは、ありがとうございます。ほぼ意見が出尽くし、修正、追加意見、適切妥当なものが盛り込まれているというように理解させていただきたいと思いますが、大きな修正等はなしということで、議題（1）の3業種の振興指針改正修正案と議題（2）のその他の業種の振興指針に、新型コロナウイルス感染症の記述を追加することについて、分科会として了とするという進めてよろしいでしょうか。

「（異議なし）と声あり」

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日御了解いただきました修正案及び追加案を振興指針改正の告示に向けて、事務局に作業を進めていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

「（異議なし）と声あり」

○武井分科会長 それでは、本日の追加修正意見を反映の上、振興指針改正の告示に向けて事務局に作業を進めていただきたいと思います。これは最初の形で結論が出ておりますので、特に反映というようなことは取らなくてよろしゅうございましょうか。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

おまとめいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど、若月先生と櫻田先生から若干意見をいただき、確認して欲しいとの内容をいただいておりますので、そこについて詰めさせていただき、会長にも御確認させていただいた上で、その結果について各委員にメールの形で恐縮ですが、お知らせさせていただきたいと思います。

○武井分科会長 そういう形での反映ということで、よろしゅうございましょうか。

分かりました。それでは、メール等を通じて御連絡いただくということになりますか。

○溝口課長補佐 その形を取らせていただければと思います。

○武井分科会長 それでは、厚生労働省のほうから何かおありになりますでしょうか。

浅沼審議官、よろしくお願ひいたします。

○浅沼生活衛生・食品安全審議官 すみません。国会対応で遅参しました浅沼でございます。

皆様におかれましては、平素より生活衛生行政の推進に御理解、御協力を賜りますとともに、御多忙のところ御参集いただきまして重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、分科会では活発な御議論と貴重な御意見、振興指針改正案及び追加案を御了解、

御了承いただきまして誠にありがとうございます。

現在、生活衛生業は新型コロナウイルス感染症による影響もあり、今まで以上に厳しい経営環境に置かれているとともに、少子高齢化や働き方改革、SDGsに向けた取組みなど、多くの社会的課題への対応も求められているところでございます。

今回御議論いただきました本指針は、各業種の生活衛生関係営業の振興目標や達成手段、配慮すべき事項など、生活衛生業の振興に向けた基本となる重要な内容が多数盛り込まれているところでございます。

厚生労働省といたしましても、新型コロナウイルス感染症対策への各種支援のほか、補助金等の財政支援や税制改正等の制度支援、生産性向上等、各事業の実施を通じて生活衛生業を支援してまいり所存でございます。

引き続き、皆様方におかれましては御所見、あるいはお力添えを賜りますと幸いです。

簡単ではございますが、厚生労働省からの御礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上となりましたので閉会にしようかと思いますが、それよろしゅうございますか。

何かございますか。どうぞ。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

本日は、活発な御議論、または貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

また、振興指針の改正の修正案及び追加案を了解いただきまして、ありがとうございました。

今回の指針ではSDGsを入れたり、あるいは新型コロナの内容を入れるなど、今回初めてと思われませんが、全業種に対して追加の形で入れることなど、大分意欲的であり、なおかつ事務局にとってもなかなか大変な修正が要るかなというところです。

一番は、先ほど春田先生のお話のとおり、作っただけではなくてちゃんと評価し、さらにサイクル化できる内容に意識をしていきたいというところと、今回、国際目標にも協力する形で修正しましたので、その貢献もしていきたいということです。

それから、大森委員からいただいたとおり、衛生関係中心ではございますが、厚生労働省と生活衛生組合等関係機関と力を合わせて生活衛生業に取り組んでいこうというスローガンになる指針ですので、他の委員の先生方にも引き続き御協力をいただければと思います。

後は、小池委員が話されたとおり、現場の意見を大事にして、現場に負担をかけない形でというところは、肝に銘じて今後法令関係や必要な措置の書き込みについて調整していきたいと思います。

本日いただきました修正、追加につきましては、会長と事務局で詳細を詰めさせていた

だき、委員の皆様にもメールでも御送付させていただきます。

また、追加の際にお気づきの点等ございましたら御連絡いただければと思います。

また、本日の議事録ですが、原稿ができ次第、各委員に送付、御確認をいただいた上で厚生労働省のホームページに公表させていただきたいと思いますので、併せてよろしくお願いたします。

次回の開催につきましては、追って御連絡を差し上げたいと思います。

事務局からは、以上です。

○武井分科会長 以上をもちまして、第37回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。

本日は、お忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございました。
どうもありがとうございます。